

申入れ協議終了のご連絡

令和8年8月7日

〒004-0839

札幌市清田区新栄648-2

三和物流サービス株式会社 御中

〒060-0002

札幌市中央区北二条西13丁目1-10 札幌第一会計ビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久三四彦

TEL:011-221-5884/FAX:011-221-5887

当法人から貴社にお送りした令和7年7月14日付「再申入書」に対し、貴社からは同年8月4日付「回答書」をお送りいただいております。

貴社からのご回答によりますと、貴社は、本件レンタル契約条項第3条に基づいて無制限に延滞料金を取るということはないとされております。当法人としましては、かかるご回答内容を順守いただくことを強く期待し、同条項に関する申入れ協議につきましては終了させていただきます。

また、上記回答書によりますと、本件レンタル契約条項第11条に関し、貴社では顧客（消費者）の具体的な使用目的について分かりかねますとされております。当法人としましては、貴社に軽過失がある場合でも貴社が責任を負うべき場合があるものと考えておりますが、貴社におかれては、同条項について、これ以上の修正ないし変更をされる意向がないものと見受けられますので、本条項につきましても、申入れ協議は終了とさせていただきます。ただし、今後も消費者からの情報提供がなされた場合には、必要に応じて貴社に対する再度の申入れをさせていただくこともありますので、その旨ご留意ください。

最後に、これまで貴社との間でやり取りさせていただいた申入書及び貴社の回答書につきましては、当法人のウェブサイト上ですでに公表しておりますが、本書面につきましても同様に公表させていただきますことを申し添えます。

以上